

令和7年度 沖縄地方労働審議会
第2回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会

日	時	令和7年12月4日(木) 15:00
場	所	那覇第2地方合同庁舎1号館 共用中会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 家内労働実態調査結果報告について
- 2 関係者からの意見聴取等について
- 3 実地視察について
- 4 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用に係る報告
- 5 その他

令和7年度沖縄地方労働審議会
第2回沖縄県縫製業最低工賃専門部会 資料一覧

資料	資料名	ページ
1	沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿	P 1 ～ P 2
2	家内労働実態調査について（結果報告）	P 3 ～ P 16
3	家内労働者実態調査アンケートについて（結果報告）	P 17 ～ P 24
4	沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程	P 25 ～ P 26
5	令和7年度事業場実地視察計画表（案）	P 27 ～ P 28
6	沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用について（報告等）	P 29 ～ P 30
7	沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用について（結果通知）	P 31 ～ P 32
8	比較表（他県の類似工賃/地賃上昇率による計算額/実態調査結果）	P 33 ～ P 42
9	沖縄県最低賃金改定の推移	P 43 ～ P 44
10	沖縄県縫製業最低工賃改定状況	P 45 ～ P 46
11	沖縄県縫製業最低工賃等改定案 様式等	P 47 ～ P 48
12	関係法令等（抜粋）	P 49 ～ P 56
13	令和7年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表	P 57 ～ P 58
別冊	家内労働のしおり 令和7年度版	

沖縄地方労働審議会
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部 教授
	高田 清恵	琉球大学人文社会学部 教授
	西村 オリエ	弁護士
家内労働者代表委員	石川 修治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	平良 哲康	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
	田中 俊治	UAゼンセン沖縄県支部 支部長
委託者代表委員	大城 直也	沖縄県衣類縫製品工業組合 代表理事
	小浜 徹	(公社) 沖縄県工業連合会 専務理事
	田端 一雄	(一社) 沖縄県経営者協会 専務理事
備考	※ 発令年月日 令和7年5月27日 (なお、平良哲康委員及び田中俊治委員については、令和7年11月26日発令) ※ 任期満了日 沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は五十音順	

令和 7 年度 家内労働実態調査要綱（縫製業）

沖縄労働局

1. 調査の目的

この調査は、沖縄県における縫製業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

(1) 委託者調査

- イ 委託者名
- ロ 委託作業(年齢別・経験年数別・1か月当たり支払工賃額別)家内労働者数
- ハ 委託作業工程別工賃額
- ニ 委託作業工賃別家内労働者の作業量及び当該家内労働者の経験年数

(2) 家内労働者調査

- イ 家内労働者の性別、年齢、経験年数
- ロ 作業工程別作業量
- ハ 家内労働者が負担する補助材料名及びその価格・使用量
- ニ その他必要な事項

3. 調査対象

当該最低工賃の適用される委託者及び家内労働者

4. 調査対象期日

令和 7 年 5 月末現在

5. 調査実施期間

令和 7 年 6 月 5 日～令和 8 年 3 月 31 日までとする

6. 調査方法

委託者調査及び家内労働者調査

沖縄労働局において、実地(訪問、視察等)及び通信調査(郵送、電話等)により行う。

回答に不備(記載なし等)があれば、再度通信又は訪問等による調査を行うことがある。

7. 調査結果

沖縄地方労働審議会へ報告する。

家内労働調査票 事業場名

(記入担当者名:)

1. 貴事業場における家内労働者に委託する製品の内容を教えてください。

(例: かりゆしウェア、ブラウス等)

()

2. 家内労働者数及び男女の内訳を教えてください。

(女性 名、 男性 名、 合計 名)

3. 家内労働者の年齢別の構成を教えてください。(令和7年5月末現在の満年齢)

20歳未満	名	20歳以上 25歳未満	名	25歳以上 30歳未満	名
30歳以上 35歳未満	名	35歳以上 40歳未満	名	40歳以上 45歳未満	名
45歳以上 50歳未満	名	50歳以上 55歳未満	名	55歳以上 60歳未満	名
60歳以上 65歳未満	名	65歳以上 70歳未満	名	70歳以上	名

4. 家内労働者の経験年数別の構成を教えてください。(令和7年5月末現在の経験年数)

1年未満	名	1年以上 2年未満	名	2年以上 3年未満	名
3年以上 5年未満	名	5年以上 10年未満	名	10年以上 15年未満	名
15年以上 20年未満	名	20年以上 25年未満	名	25年以上 30年未満	名
30年以上 35年未満	名	35年以上	名		

5. 1か月当たりの各家内労働者への支払工賃額を教えてください。(直近の支払い月、例えば令和7年5月分)

	30,000円未満	50,000円未満	70,000円未満	90,000円未満
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名
	110,000円未満	130,000円未満	150,000円未満	170,000円以上
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名

6. 貴事業場の工賃の設定状況を別添「調査票2」でご回答下さい。

現行の最低工賃表(調査票2の左側)に対して、貴事業場設定の工賃額、工程毎の所要時間数等を右側空欄にご記入下さい。最低工賃表に記載のない工程、工賃については、2枚目の用紙にご記入をお願いします。

① 1枚(個)当たりの最高工賃額、最低工賃額、平均額の記入をお願いします。

(複数人いるときは、その平均額。1人の場合は、その人の額)

② 1枚当たりの平均所要時間は、複数人いるときは、その平均時間の記入をお願いします。

(1人の場合は、その人の所要時間)

注：上記のすべてを回答するにあたり、家内労働者に出している額と、ほかに下請け業者(自営業者等含む)に出している額とを混同しないように、留意してください。あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

沖縄県縫製業最低工賃表

調査票2

- 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

1枚目

必ず記入 ↓ → 「あり」の場合、記入 →

品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日	1枚(個)当たり工賃額		1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
				最高額	最低額		
男子服	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき 605円 0銭	円	円	分	
		裾上げ	1本につき 126円 0銭	円	円	分	
婦人服・子供服	縫製	丸縫い	1枚につき 1,575円 0銭	円	円	分	
		丸縫い	1枚につき 630円 0銭	円	円	分	
		丸縫い	1枚につき 630円 0銭	円	円	分	
		丸縫い	1本につき 567円 0銭	円	円	分	
男子服	縫製	糸くず取り	枚・本につき 20円 0銭	円	円	分	
		丸縫い	1枚につき 265円 0銭	円	円	分	
学 校 服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 474円 0銭	円	円	分	
		丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 403円 0銭	円	円	分	
		丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 605円 0銭	円	円	分	
		ボタン付け	1個につき 13円 0銭	円	円	分	
		穴かがり	1個につき 13円 0銭	円	円	分	
		糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき 170円 0銭	円	円	分	
		丸縫い	1枚につき 428円 0銭	円	円	分	
		丸縫い	1枚につき 542円 0銭	円	円	分	
		ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13円 0銭	円	円	分	
		糸くず取り	1枚につき 25円 0銭	円	円	分	
学 校 服	縫製	糸くず取り及びまつり	1枚につき 81円 0銭	円	円	分	
		ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13円 0銭	円	円	分	
シ ャ ツ	縫製	丸縫い	1枚につき 630円 0銭	円	円	分	
		丸縫い及びバッチポケット付け	1枚につき 441円 0銭	円	円	分	
		丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき 441円 0銭	円	円	分	
		丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき 365円 0銭	円	円	分	
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき 504円 0銭	円	円	分	
		子供用開襟タイプ	1枚につき 252円 0銭	円	円	分	
		上記共通	1枚につき 25円 0銭	円	円	分	
		ピロケース	1枚につき 103円 0銭	円	円	分	
		裏地の付いているもの	1枚につき 57円 0銭	円	円	分	
		裏地の付いていないもの	1枚につき 44円 0銭	円	円	分	

効力発生日 令和5年4月28日

家内労働調査票

結果

※11社のうち10社から回答あり

調査票項目1 家内労働者に委託する製品内容

	委託する製品内容
1	学生スカート(プリーツ)、幼稚園関連製品(ジャケット、スカート、ズボン、ブラウス、ネクタイ)
2	かりゆしウェア、エプロン、三角巾
3	かりゆしウェア、ムームー
4	枕、クッション類側、かりゆしウェア
5	学生服、男子ジャケット
6	トーフの風呂敷、寝間着の紐
7	かりゆしウェア、ブラウス、ファスナーポーチ、トートバック等
8	かりゆしウェア
9	学校生服用シャツ
10	かりゆしウェア

調査票項目2 家内労働者数及び男女の内訳

女性	男性	合計
41	2	43

調査票項目3及び4 年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者 (10社合計)

経験年数 年齢階級	経験年数												家内労働者数
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上		
20歳未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20歳以上 25歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25歳以上 30歳未満	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30歳以上 35歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35歳以上 40歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40歳以上 45歳未満	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
45歳以上 50歳未満	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
50歳以上 55歳未満	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
55歳以上 60歳未満	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
60歳以上 65歳未満	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	4
65歳以上 70歳未満	0	1	0	0	2	0	3	1	1	0	1	0	9
70歳以上	0	0	0	1	2	1	8	0	3	1	6	0	22
計	1	2	1	2	8	2	12	2	4	2	7	0	43

調査票項目5 家内労働者への支払工賃額(1か月当たり) (10社合計)

30,000円未満		50,000円未満		70,000円未満		90,000円未満		110,000円未満		130,000円未満		150,000円未満		170,000円以上		計
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
15	2	14	0	4	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	43

調査票項目6 工賃の設定状況 (10社より回答)

沖縄県縫製業最低工賃表

- 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	時間当たり換算額	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
						最高最低限度額		平均額			
						最高額	最低額				
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605円 0銭	円	円	円	分		
			裾上げ	1本につき	126円 0銭	300円	130円	215円	9分	1,433.33円	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575円 0銭	1,575円	1,575円	1,575円	150分	630円	
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630円 0銭	3,600円	1,620円	2,200円	210分	628.57円	
	婦人用スカート(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630円 0銭	円	円	円	分		
	婦人用スラックス(裏地無し)		丸縫い	1本につき	567円 0銭	円	円	円	分		
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20円 0銭	円	円	円	分		
	子供用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき	265円 0銭	400円	400円	400円	分		
ジュニアシャツブラウス	1枚につき			474円 0銭	660円	580円	630円	分			
学	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403円 0銭	670円	550円	600円	72分	500円	
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605円 0銭	770円	680円	720円	90分	480円	
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13円 0銭	円	円	円	分		
			穴かがり	1個につき	13円 0銭	円	円	円	分		
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170円 0銭	470円	45円(糸くず取りのみ)	230円	20分	690円	
校	セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき	428円 0銭	円	円	円	分		
			丸縫い	1枚につき	542円 0銭	円	円	円	分		
	上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円 0銭	円	円	円	分		
			糸くず取り	1枚につき	25円 0銭	円	円	円	分		
	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81円 0銭	154円	45円(糸くず取りのみ)	93円	10分	558円	
			ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円 0銭	15円	15円	15円	3分	300円	
			ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき	630円 0銭	900円	800円	850円	分
シャツ	シアロツハ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441円 0銭	1,300円	1,300円	1,300円	170分	458.823円	
			子供用	1枚につき	252円 0銭	円	円	円	分		
	かりゆしウェア	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441円 0銭	1,500円	600円	943.33円	105~110分	496.36~520円	
			男性用開襟タイプ	1枚につき	365円 0銭	570円	570円	570円	分		
			女性用開襟タイプ	1枚につき	504円 0銭	1,850円	1,000円	1,450円	135分	644.44円	
			男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき	252円 0銭	400円	400円	400円	分		
子供用開襟タイプ	1枚につき	252円 0銭	400円	400円	400円	分					
上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25円 0銭	25円	25円	25円	1.5分	1,000円		
寝具製品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	103円 0銭	円	円	円	分	
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57円 0銭	円	円	円	分	
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44円 0銭	100円	50円	75円	0.25~0.33分	13,500~18,000円

効力発生日 令和5年4月28日

※赤は現行最低工賃額より低い

【最低工賃表にないもの】

	品 目	業 務	工 程	金 額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日	1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	時間当たり換算額	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
					最高最低限度額		平均額			
					最高額	最低額				
★	豆腐 風呂敷	縫製	4か所の縫製	1枚につき	50 円	50 円	50 円	3 分	1,000 円	
	豆腐 揚用 風呂敷	縫製	裁断箇所(2か所のみ)の縫製	1枚につき	25 円	25 円	25 円	1.5 分	1,000 円	
★	病衣 ひも	縫製	縫製	1本につき	25円	25 円	25 円	1.5 分	1,000 円	
★	ワッペン付け	縫製	縫製(ミシン)	1個につき	25 円	25 円	25 円	1.5 分	1,000 円	
	キャディー 衿付長袖上衣	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	1,600 円	1,600 円	1,600 円	105 分	914.28 円	
	保育園夏ブラウス半袖	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	450 円	450 円	450 円	30 分	900 円	
	保育園夏ブラウス長袖	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	580 円	580 円	580 円	38 分	915.78 円	
	保育園夏ソフトタックスカート	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	500 円	500 円	500 円	30 分	1,000 円	
	保育園冬ソフトタックスカート	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	650 円	650 円	650 円	45 分	800 円	
	トートバック	縫製	全縫い(裁断以外)	1個につき	500 円	90 円	120 円	60 分	120 円	
	ランチバック	縫製	全縫い(裁断以外)	1個につき	120 円	120 円	120 円	70 分	102.85 円	
	ファスナーポーチ	縫製	全縫い(裁断以外)	1個につき	180 円	70 円	100 円	50 分	120 円	
	かりゆしウェア	縫製	袖、裾(丸縫いではない)	1枚につき	110 円	110 円	110 円	約7~8 分	825円~942.8 円	
	エプロン	縫製	全縫い(ほぼ丸縫い)	1枚につき	400 円	400 円	440 円	分	円	
	三角巾	縫製	全縫い(ほぼ丸縫い)	1枚につき	200 円	200 円	200 円	分	円	
	学生服 上衣	まとめ	背止め(ループ)	1枚につき	5 円	5 円	5 円	約1 分	60 円	
	学生服 上衣	まとめ	カギホック付き	1枚につき	20 円	20 円	20 円	約5~8 分	150~240 円	
	学生服 上衣	まとめ	比翼止め	1枚につき	15 円	15 円	15 円	約2~3 分	300~450 円	
	学生服 上衣	まとめ	パンツしつけ	1枚につき	10 円	10 円	10 円	約1 分	600 円	
	ネクタイ(中学・高校)	縫製	丸縫い	1本につき	300 円	150 円	225 円	分	円	
★	ズボン(幼稚園)	縫製	丸縫い	1本につき	900 円	900 円	900 円	分	円	
	スカート(幼稚園)	縫製	丸縫い	1枚につき	710 円	710 円	710 円	分	円	
	ジャケット(幼稚園)	縫製	丸縫い	1枚につき	740 円	740 円	740 円	分	円	
	シャツ・ブラウス(幼稚園)	縫製	丸縫い	1枚につき	660 円	660 円	630 円	分	円	

★は下記の前回調査の回答と重複するもの。

※(参考)下記は前回調査の回答

★	学校服ズボン(幼稚園)	縫 製	丸縫い		550円(冬)	500円(夏)				縫うだけ
	ビロケースタミ		タタミ		5円	5円			セットで1分	
	ビロケース袋入り				20円	20円				
	財布		全工程(型紙カット、縫製 仕上げ)		1個1,000円					
	バック		全工程(型紙カット、縫製 仕上げ)		1個650円					
	ストラップ類		全工程(型紙カット、縫製 仕上げ)		1個310円					
	詰衿	まとめ	背止め(ループ)		5円	5円	5円	2分		
			ヒヨク止め(3か所)		15円	15円	15円	6分		
★	病衣の紐				20円					縫うだけ。1.5cm×33cm
★	トーフふろしき				40円					縫うだけ。4か所、95×80
	ガーゼ				45円					4枚束ね。みみはそのまま。35×35
	男性用衿上衣(調理場)				400円(半袖)					ポケット下2、ムネ1
	ガーゼ				50円					6枚束ね。みみはそのまま。35×35
	シーツ				43円					90×45、一重
	シーツ				75円					50×50、二重
	シーツ				90円					60×60、二重
	シーツ				198円					130×90、二重
	シーツ				46円					100×45、一重
	シーツ				198円					110×110、二重
	シーツ				112円					70×70、二重
	シーツ				51円					80×80、一重
★	ワッペン付け				20円					
	人間ドック ズボンゴム入り(全部ゴム)				400円					
	レントゲン衣(すっぽりつけるもの)ショート				300円					
	レントゲン衣(すっぽりつけるもの)ロング				350円					

調査票項目6 工賃の設定状況 (10社より回答)

沖縄県縫製業最低工賃表

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	時間当たり換算額	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
						最高最低限度額		平均額				
						最高額	最低額					
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605円 0銭							
			裾上げ	1本につき	126円 0銭	A 300円	B 300円	300円	10分	1,800円		
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575円 0銭	A 1,575円	A 1,575円	1,575円	150分	630円		
			ブラウス・シャツ	丸縫い	1枚につき	630円 0銭	A 2,500円	A 2,500円	2,500円	180分	833.33円	
			丸縫い			B 3,600円	B 1,620円	約1,900円	240分	475円	製品が複数製品あるため、数値は中央値を記載。人によって、工賃額の差異はなし。	
			丸縫い	1枚につき	630円 0銭							
	婦人用スカート(裏地無し)	丸縫い	1枚につき	630円 0銭								
	婦人用スラックス(裏地無し)		1本につき	567円 0銭								
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20円 0銭							
	子供用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき	265円 0銭	A 400円	A 400円	400円			受託者が1枚ごとではなく、部分毎に縫製していたり、要する時間を計算していないため、把握できず。	
ジュニアシャツブラウス			1枚につき	474円 0銭	A 660円	A 580円						
学 校 服	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403円 0銭	A 670円	A 550円	600円	72分	500円	芯地張り込み	
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605円 0銭	A 770円	A 680円	720円	90分	480円	芯地張り込み	
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13円 0銭							
		まとめ	穴かがり	1個につき	13円 0銭							
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170円 0銭	A 470円	A 45円(糸くず取りのみ)	230円	約20分	690円		
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	428円 0銭						
				丸縫い	1枚につき	542円 0銭						
		冬物	縫製	丸縫い	1枚につき	428円 0銭						
				丸縫い	1枚につき	542円 0銭						
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円 0銭						
まとめ		糸くず取り	1枚につき	25円 0銭								
ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81円 0銭	A 154円	A 45円(糸くず取りのみ)	93円	約10分	558円			
まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円 0銭	A 15円	A 15円	15円	約3分	300円				
ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき	630円 0銭	A 900円	800円	850円					
シ ャ ツ	シアヤロツハ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441円 0銭	A 1,300円	A 1,300円	1,300円	170分	458.82円		
				1枚につき	252円 0銭							
	かりゆしウェア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441円 0銭	A 630円	A 630円	630円			受託者が1枚ごとではなく、部分毎に縫製していた李、要する時間を計算していないため、把握できず。
						B 800円	B 600円	700円	30~40分	1,050~1,400円		
		女性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	365円 0銭	A 570円	A 570円	570円			受託者が1枚ごとではなく、部分毎に縫製していた李、要する時間を計算していないため、把握できず。
						C 1,500円	C 1,500円	1,500円	180分	500円	サイズに応じたオプション料金(3Lを超えるもの。)や、スリット加算等基本に含まれないものを除いた工賃額	
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	504円 0銭	A 1,200円	A 1,000円	1,100円	90分	733.33円	
						B 1,850円	B 1,850円	1,850円	180分	616.66円	サイズに応じたオプション料金(3Lを超えるもの。)や、スリット加算等基本に含まれないものを除いた工賃額	
	子供用開襟タイプ	縫製	丸縫い	1枚につき	252円 0銭	A 400円	A 400円	400円			受託者が1枚ごとではなく、部分毎に縫製していた李、要する時間を計算していないため、把握できず。	
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25円 0銭	A 25円	A 25円	25円	1.5分	1,000円		
寝具製品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	103円 0銭						
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57円 0銭						
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44円 0銭	A 100円	A 50円	75円	0.25~0.33分	13,500~18,000円	

効力発生日 令和5年4月28日

【最低工賃表にないもの】

	品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日	1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	時間当たり換算額	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
					最高最低限度額		平均額			
					最高額	最低額				
★	トーフ 風呂敷	縫製	4か所の縫製	1枚につき	50 円	50 円	50 円	3 分	1,000 円	豆腐を包む風呂敷(95×90センチ)。裁断は行わない。
	トーフ 揚用 風呂敷	縫製	裁断箇所(2か所のみ)の縫製	1枚につき	25 円	25 円	25 円	1.5 分	1,000 円	揚豆腐を包む風呂敷(90×90センチ)。裁断は行わない。
★	病衣 ひも	縫製	縫製	1本につき	25円	25 円	25 円	1.5 分	1,000 円	(38×1.2センチ。)ひも巾、アイロンは別。裁断は行わない。
★	ワッペン付け	縫製	縫製(ミシン)	1個につき	25 円	25 円	25 円	1.5 分	1,000 円	洋服の袖や胸ポケット等にワッペン(5×3センチ)を取り付ける。
	キャディー衿付長袖上衣	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	1,600 円	1,600 円	1,600 円	105 分	914.28 円	裁断は行わない。
	保育園夏ブラウス半袖	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	450 円	450 円	450 円	30 分	900 円	裁断は行わない。
	保育園冬ブラウス長袖	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	580 円	580 円	580 円	38 分	915.78 円	裁断は行わない。
	保育園夏ソフトタックスカート	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	500 円	500 円	500 円	30 分	1,000 円	裁断は行わない。
	保育園冬ソフトタックスカート	縫製	裾まつり以外全部縫製	1枚につき	650 円	650 円	650 円	45 分	866.66 円	裁断は行わない。
	トートバック	縫製	全縫い(裁断以外)	1個につき	500 円	90 円	120 円	60 分	120 円	
	ランチバック	縫製	全縫い(裁断以外)	1個につき	120 円	120 円	120 円	70 分	102.85 円	
	ファスナーポーチ	縫製	全縫い(裁断以外)	1個につき	180 円	70 円	100 円	50 分	120 円	
	かりゆしウェア	縫製	袖、裾(丸縫いではない)	1枚につき	110 円	110 円	110 円	約7~8 分	825~ 942.85 円	
	エプロン	縫製	全縫い(ほぼ丸縫い)	1枚につき	400 円	400 円	440 円	分	円	把握しておらず。
	三角巾	縫製	全縫い(ほぼ丸縫い)	1枚につき	200 円	200 円	200 円	分	円	把握しておらず。
	学生服 上衣	まとめ	背止め(ループ)	1枚につき	5 円	5 円	5 円	約1 分	300 円	1個
	学生服 上衣	まとめ	カギホック付き	1枚につき	20 円	20 円	20 円	約4~5 分	240~300 円	1個
	学生服 上衣	まとめ	比翼止め	1枚につき	15 円	15 円	15 円	約2~3 分	300~450 円	3か所を留める。
	学生服 上衣	まとめ	パンツしつけ	1枚につき	10 円	10 円	10 円	約1 分	60 円	1個
	ネクタイ(中学・高校)	縫製	丸縫い	1本につき	300 円	150 円	225 円	分	円	
★	ズボン(幼稚園)	縫製	丸縫い	1本につき	900 円	900 円	900 円	分	円	
	スカート(幼稚園)	縫製	丸縫い	1枚につき	710 円	710 円	710 円	分	円	
	ジャケット(幼稚園)	縫製	丸縫い	1枚につき	740 円	740 円	740 円	分	円	
	シャツ・ブラウス(幼稚園)	縫製	丸縫い	1枚につき	660 円	660 円	630 円	分	円	

★は下記の前回調査の回答と重複するもの。

※(参考)下記は前回調査の回答

★	学校服ズボン(幼稚園)	縫製	丸縫い		550円(冬)	500円(夏)				縫うだけ。
	ピロケースタミ		タタミ		5円	5円		セットで1分		
	ピロケース袋入り				20円	20円				
	財布		全工程(型紙カット、縫製、仕上げ)		1個1,000円					
	バック		全工程(型紙カット、縫製、仕上げ)		1個650円					
	ストラップ類		全工程(型紙カット、縫製、仕上げ)		1個310円					
	詰衿	まとめ	背止め(ループ)		5円	5円	5円	2分		
			ヒヨク止め(3か所)		15円	15円	15円	6分		
★	病衣の紐				20円					縫うだけ。1.5cm×33cm
★	トーフふろしき				40円					縫うだけ。4か所、95×80
	ガーゼ				45円					4枚束ね。みみはそのまま。35×35
	男性用衿上衣(調理場)				400円(半袖)					ポケット下2、ムネ1
	ガーゼ				50円					6枚束ね。みみはそのまま。35×35
	シャツ				43円					90×45、一重
	シャツ				75円					50×50、二重
	シャツ				90円					60×60、二重
	シャツ				198円					130×90、二重
	シャツ				46円					100×45、一重
	シャツ				198円					110×110、二重
	シャツ				112円					70×70、二重
	シャツ				51円					80×80、一重
★	ワッペン付け				20円					
	人間ドックズボンゴム入り(全部ゴム)				400円					
	レントゲン衣(すっぽりつけるもの)ショート				300円					
	レントゲン衣(すっぽりつけるもの)ロング				350円					

家内労働者実態調査アンケート（家内労働者用）

結果

※10人から回答あり

下記設問にご回答ください。（※ 令和 7 年 5 月末 現在の年齢）

1. **性別、年齢** 男性 ・ 女性 （年齢 歳）

男性 0 人 女性 10 人 年齢 50 歳～76 歳

2. **現在の沖縄県縫製業最低工賃について**お伺いします。

（別添「沖縄県縫製業最低工賃表」を御参照ください。）

(1) 現在の沖縄県縫製業最低工賃額について

①知っている ②知らない ③未回答

① 2 人 ② 8 人 ③ 0 人

(2) 最低工賃の品目、業務、工程の設定について

①現在の委託の品目、業務、工程に沿っており妥当である ②わからない

③その他（ ）

①妥当 5 人 ②わからない 4 人 ③その他 0 人 ④未回答 1 人
（妥当ではない）

(3) 「沖縄県縫製業最低工賃」の改正の必要性について

①今のままでよい ②改正（引き上げ）したほうがよい ③廃止してよい
それぞれの回答に対して、その理由をできるだけ具体的にお教えてください。

①今のまま 1 人

②引き上げ 7 人

理由 ・ 社会の物価が上昇しているため。
 ・ 時間額にしてあまりにも少ないから。
 ・ 県外より工賃額が低いから。
 ・ 同じ工程でも生地の違いで工賃の違いが大きいから。
 （同じ時間で個数に違いが出る。）

③廃止 0 人

④未回答 2 人

3. 家内労働者としての経験年数

年 月

【5年	2人】
【5年6か月	1人】
【9年	2人】
【15年6か月	1人】
【20年	1人】
【30年	1人】
【35年	1人】
【38年4か月	1人】

(※ 令和7年 5月末 現在の経験年数)

4. 仕事内容 (別添「沖縄県縫製業最低工賃表」にある品目、業務、工程にあてはまる場合は、それを見てご記入下さい。ない場合は、実際に加工契約等おこなっている仕事内容をご記入して下さい。)

資料3-2のとおり

5. 就業日数、時間等

(1) 1か月平均して家内労働の仕事を何日行いますか。

【10日	1人】
【14日	1人】
【15日	1人】
【18日	1人】
【20日	3人】
【23日	1人】
【25日	1人】
【未回答	1人】

(2) 仕事を行う日の1日平均の作業時間は何時間ですか。(時間)

※ また、(別添「沖縄県縫製業最低工賃表」にある作業にあてはまる場合は、その作業の1枚(個)当たり平均所要時間(分)記入欄に記入して下さい。

【2時間	1人】
【3～4時間	1人】
【4時間	1人】
【4～5時間	1人】
【5時間	1人】
【8時間	4人】
【未回答	1人】

(3) 家内労働を行う上で現在困っていることがありますか。

- ①ある ②ない

① 2人 ② 8人 ③ 未回答 0人

(4) 上記(3)で①と回答された方へ。困っていることは何ですか。(複数回答可)

- ①工賃(収入)が低い ②仕事量の変動が大きい
③仕事をする場所が確保できない ④家事・育児・介護等との両立が難しい
⑤納期に追われる ⑥その他()

① 2人 ② 1人(①の回答の重複者) ③ 0人 ④ 0人
⑤ 0人 ⑥ 0人

(5) 現在の家内労働を続けたいですか。

- ①続けたい ②やめたい

① 10人 ② 0人 ③ 未回答 0人

(6) 上記(5)で②と回答された方へ。今後何をしたいですか。

- ①正社員として働きたい ②パートタイマーとして働きたい
③自営業をやりたい ④仕事はしたくない(できない)
⑤その他()

該当者無

7. 家内労働、最低工賃制度等について御意見、御要望があればお聞かせください。

(
・ 家内労働に係る工賃額が低い。
・ 工程に応じて工賃を上げてほしい。
)

家内労働者実態調査アンケート 設問項目4仕事内容

沖縄県縫製業最低賃表

- 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	業務	工程	金額 (現行最低賃額) 効力発生日 令和5年4月28日		1枚(個)当たり賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	時間当たり換算額	備考(左記現行最低賃額の業務、工程との相違など)	
					最高最低限度額		平均額				
					最高額	最低額					
男子服	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605円 0銭	円	円	円	分	円		
		裾上げ	1本につき	126円 0銭	円	円	円	分	円		
婦人服・子供服	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575円 0銭	円	円	円	分	円		
		丸縫い	1枚につき	630円 0銭	円	円	円	分	円		
		丸縫い	1枚につき	630円 0銭	円	円	円	分	円		
		丸縫い	1本につき	567円 0銭	円	円	円	分	円		
	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20円 0銭	円	円	円	分	円		
	縫製	丸縫い	1枚につき	265円 0銭	円	円	円	分	円		
ジュニアシャツブラウス	縫製	丸縫い	1枚につき	474円 0銭	660円	580円	円	分	円		
学校服	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403円 0銭	円	円	円	分	円	
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605円 0銭	円	円	円	分	円	
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13円 0銭	円	円	円	分	円	
			穴かがり	1個につき	13円 0銭	円	円	円	分	円	
	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170円 0銭	405円	45円	円	分	円	405円の場合、ボタン付けがたくさんある。	
	セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき	428円 0銭	円	円	円	分	円	
			丸縫い	1枚につき	542円 0銭	円	円	円	分	円	
		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円 0銭	円	円	円	分	円	
			糸くず取り	1枚につき	25円 0銭	円	円	円	分	円	
		まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81円 0銭	円	円	円	分	円	
ボタン付け(スナップ付け)			1個につき	13円 0銭	円	円	円	分	円		
縫製	丸縫い	1枚につき	630円 0銭	800円	円	円	分	円			
シャツ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	大人用	1枚につき	441円 0銭	円	円	円	分	円	
			子供用	1枚につき	252円 0銭	円	円	円	分	円	
	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	男性用開襟タイプ	1枚につき	441円 0銭	円	円	円	分	円	
			女性用開襟タイプ	1枚につき	365円 0銭	円	円	円	分	円	
			男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき	504円 0銭	円	円	円	分	円	
			子供用開襟タイプ	1枚につき	252円 0銭	円	円	円	分	円	
	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25円 0銭	円	円	円	分	円		
	寝具製品	縫製	側縫い	ビロケース	1枚につき	103円 0銭	円	円	円	分	円
裏地の付いているもの				1枚につき	57円 0銭	円	円	円	分	円	
裏地の付いていないもの				1枚につき	44円 0銭	円	円	円	分	円	

効力発生日 令和5年4月28日

※赤は現行最低賃額より低い

【最低工賃表にないもの】

品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日	1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	時間当たり換算額	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
				最高最低限度額		平均額			
				最高額	最低額				
中学生用ネクタイ	縫製	丸縫い	1本につき	230 円	130 円	円	分	円	
エプロン	縫製	丸縫い	1枚につき	円	円	120 円	90 分	80 円	(ひも作り込)
ランチバック	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	60 円	30 分	120 円	
トート(小)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	60 円	30 分	120 円	
平ポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	50 円	20 分	150 円	(ファスナー付け裏地つき)
マチ付きポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	120 円	30 分	240 円	(ファスナー付き、裏地有、タッセル作り)
ポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	300 円	60 分	300 円	(ファスナー付き、カシメ止め、キーホルダー作り)
平ポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	120 円	20 分	360 円	(ファスナー付け裏地つき)
トート(大)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	660 円	180 分	220 円	(ファスナー付け、ポケット、Dカン付きひも作り全て)
トート(中)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	400 円	120 分	200 円	(ボタン付け、ひも作り、ポケット)
トート(小)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	500 円	180分	166.66 円	(ファスナー付け、ひも作り、ポケット作り)
トート(大) マルシェ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	660 円	60 分	792 円	(ポケット、ボタン付け)
トート(小) マルシェ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	495 円	60 分	495 円	(ポケット、ボタン付け)
クッションカバー	縫製	丸縫い	1枚につき	円	円	50 円	30 分	100 円	(ポケット、ボタン付け)
ティッシュカバー	縫製	丸縫い	1枚につき	円	円	60 円	30 分	120 円	(ポケット、ボタン付け)
底付きポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	100 円	30 分	200 円	(ファスナー付け)
底付きポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	180 円	30 分	360 円	(ファスナー付け)
トーフ 風呂敷			1枚につき	50 円	50 円	50 円	分	円	
ズボン 丈直し			1本につき	130 円	130 円	130 円	分	円	
★ 幼稚園(ジャケット)	縫製	丸縫い	1枚につき	740 円	700 円	円	分	円	
★ 幼稚園(スカート)	縫製	丸縫い	1枚につき	710 円	700 円	円	分	円	
幼稚園(ズボン)	縫製	丸縫い	1本につき	900 円	550 円	円	分	円	

★は下記の前回調査の回答と重複するもの。

※(参考)下記は前回調査の回答

★	学校服・ブレザー(幼稚園)	縫製	丸縫い		540円	540円				
★	学校服・半ズボン(幼稚園)	縫製	丸縫い		700円	350円				
	シャツ				450円					150×150、二重
	シャツ				440円					140×150、二重
	シャツ				212円					100×100、二重
	シャツ				164円					85×85、二重
	シャツ				43円					45×90、一重
	シャツ				95円					100×170、一重

家内労働者実態調査アンケート 設問項目4仕事内容

沖縄県縫製業最低工賃表

- 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
						最高最低限度額		平均額			
						最高額	最低額				
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭	円	円	円	分		
			裾上げ	1本につき	126 円 0 銭						
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭						
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭						
	婦人用スカート(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭						
	婦人用スラックス(裏地無し)			1本につき	567 円 0 銭						
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭						
	子供用ムーニー	縫製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭						
ジュニアシャツブラウス	1枚につき			474 円 0 銭	A 660 円	A 580 円					
						B 660 円	B 580 円				
学校服	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭						
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭						
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭						
			穴かがり	1個につき	13 円 0 銭						
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭	A 405円	A 45円			405円の場合、ボタン付けがたくさんある。	
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭					
		冬物		丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭					
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭					
				糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭					
		ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81 円 0 銭					
ボタン付け(スナップ付け)				1個につき	13 円 0 銭						
ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭	A 800 円						
						B 800 円					
シャツ	シヤロツハ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	大人用	1枚につき	441 円 0 銭					
				子供用	1枚につき	252 円 0 銭					
	かりゆしウエア	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	男性用開襟タイプ	1枚につき	441 円 0 銭					
				女性用開襟タイプ	1枚につき	365 円 0 銭					
				男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき	504 円 0 銭					
				子供用開襟タイプ	1枚につき	252 円 0 銭					
上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭							
寝具製品	羽根枕中袋	縫製	側縫い	ピロケース	1枚につき	103 円 0 銭					
				裏地の付いているもの	1枚につき	57 円 0 銭					
				裏地の付いていないもの	1枚につき	44 円 0 銭					

【最低工賃表にないもの】

品目	業務	工程	金額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日	1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)
				最高最低限度額		平均額		
				最高額	最低額			
中学生用ネクタイ	縫製	丸縫い	1本につき	230 円	130 円	円	分	
エプロン	縫製	丸縫い	1枚につき	円	円	120 円	90 分	(ひも作り込)
ランチバック	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	60 円	30 分	
トート(小)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	60 円	30 分	
平ポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	50 円	20 分	(ファスナー付け裏地つき)
マチ付きポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	120 円	30 分	(ファスナー付き、裏地有、タッセル作り)
ポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	300 円	60 分	(ファスナー付き、カシメ止め、キーホルダー作り)
平ポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	120 円	20 分	(ファスナー付け裏地つき)
トート(大)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	660 円	180 分	(ファスナー付け、ポケット、Dカン付きひも作り全て)
トート(中)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	400 円	120 分	(ボタン付け、ひも作り、ポケット)
トート(小)	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	500 円	180分	(ファスナー付け、ひも作り、ポケット作り)
トート(大) マルシェ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	660 円	60 分	(ポケット、ボタン付け)
トート(小) マルシェ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	495 円	60 分	(ポケット、ボタン付け)
クッションカバー	縫製	丸縫い	1枚につき	円	円	50 円	30 分	(ポケット、ボタン付け)
ティッシュカバー	縫製	丸縫い	1枚につき	円	円	60 円	30 分	(ポケット、ボタン付け)
底付きポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	100 円	30 分	(ファスナー付け)
底付きポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	円	円	180 円	30 分	(ファスナー付け)
トーフ 風呂敷			1枚につき	50 円	50 円	50 円	分	
ズボン 丈直し			1本につき	130 円	130 円	130 円	分	
★ 幼稚園(ジャケット)	縫製	丸縫い	1枚につき	740 円	700 円	円	分	
★ 幼稚園(スカート)	縫製	丸縫い	1枚につき	710 円	700 円	円	分	
幼稚園(ズボン)	縫製	丸縫い	1本につき	900 円	550 円	円	分	

★は下記の前回調査の回答と重複するもの。

※(参考)下記は前回調査の回答

★	学校服・ブレザー(幼稚園)	縫製	丸縫い		A	540円	A	540円			
★					B	540円	B	540円			
	学校服・半ズボン(幼稚園)	縫製	丸縫い		A	700円	A	350円			
					B	700円	B	350円			
	シーツ					450円				150×150、二重	
	シーツ					440円				140×150、二重	
	シーツ					212円				100×100、二重	
	シーツ					164円				85×85、二重	
	シーツ					43円				45×90、一重	
	シーツ					95円				100×170、一重	

沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程
(令和6年度～7年度)

諮問(地労審)	令和6年度 第2回地労審	令和7年3月14日	14:00～16:00	審議日程案説明
		令和7年4月25日 令和7年4月30日		局長より臨時委員の委嘱。会長より専門部会の委員指名、通知。
		令和7年4月24日 ～令和7年5月8日		関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取公示実施

↓

最低工賃専門部会	令和7年度 第1回専門部会	令和7年6月5日	15:00 共用中会議室	部会長等の選出、審議日程の確定、調査項目内容の確認等
		(令和7年6月)	(実態調査アンケート)	(実態調査アンケート発送、回収、チェック、とりまとめ)
令和7年度第2回沖縄地方労働審議会 (専門部会決議を審議会決議とする会長への一任の審議) 11月25日	※7月～11月は、最低賃金審議会・各種統計調査・周知広報等のため部会なし			
				(参加関係者について調整依頼) (実地視察について事業者へ調整依頼)
	第2回専門部会	令和7年12月4日	15:00 共用中会議室	調査結果報告、関係者からの意見聴取等
	第3回専門部会	令和8年1月19日の週	調整中	事業場実地視察 2社
答申(結審)	第4回専門部会 ～	令和8年2月3日(予備日2/5) 令和8年2月10日(予備日2/12)	15:00 共用中会議室	工賃額調整、部会報告、答申
(異議申出公示)	↓			
(異議審)		令和8年2月19日(2/3答申) 令和8年2月24日(2/5答申) 令和8年2月26日(2/10答申) 令和8年3月2日(2/12答申)	9:30 共用中会議室 共用大会議室 労働局会議室 共用大会議室	

地労審へ報告	令和7年度 第3回地労審	令和8年3月
--------	-----------------	--------

以下、事務局にて対応

異議申出公示締切 改正工賃決定	答申後の公示翌日から15日後
官報公示	※手続による
改正最低工賃発効	※官報公示から30日後に発効
	※法定による

異議申出があった場合、専門部会及び必要に応じて地労審本審にて審議する。

沖縄県縫製業最低工賃専門部会
令和7年度事業場実地視察計画表(案)

	第1班 令和8年1月●日(●)	第2班 令和8年1月21日(水)
事業場	所在地:糸満市	所在地:那覇市
委員	各委員2名ずつ (公益) (労側) (使側) (事務局)	各委員1名ずつ (公益) (労側) (使側) (事務局)
集号場所等	1月●日(●) ●:●~(調整中) 現地集合(開始時間5分前)・現地解散	1月21日(水) 10:00~ 労働局集合・労働局解散



沖地労審縫専第1号
令和7年6月5日

沖縄地方労働審議会
会長 越野 泰成 殿

沖縄県縫製業最低工賃専門部会
部会長 上江洲 純子

沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程
第10条第2項の適用について(報告等)

本専門部会は、沖縄地方労働審議会会長へ令和7年3月14日付けで沖縄県縫製業最低工賃の改正諮問がなされたことを受け設置され、令和7年6月5日に第1回専門部会を開催し、臨時委員である本職が当該専門部会部会長に選任されました。

加えて、同日、当該専門部会において本職を含む5名の臨時委員において、沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用により、当該専門部会の議決に関し、審議会の議決とすることができるよう会長に一任することとの全員一致の結論に達したので報告いたします。


つきましては、同条項の適用に関し、会長を除いた沖縄地方労働審議会委員全員においてご審議いただき、その審議結果をお知らせいただきますようお願いいたします。



沖地労審 1125 第 2 号
令和 7 年 11 月 25 日

沖縄県縫製業最低工賃専門部会部会長
上江洲 純子 殿

沖縄地方労働審議会
官城



沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程
第 10 条第 2 項の適用について(結果通知)

標記について、貴職より令和 7 年 6 月 5 日付け沖地労審縫専第 1 号により臨時委員に係る会長一任の報告及び本審委員における一任について審議依頼を頂きました。

これを受け、令和 7 年 11 月 25 日に開催した第 2 回沖縄地方労働審議会において、本件を審議した結果、本職を除く本審委員全員より会長一任を頂きました。

よって、本審委員及び臨時委員全員の会長一任との結果により、沖縄県縫製業最低工賃専門部会の議決について沖縄地方労働審議会運営規程第 10 条第 2 項を適用することを通知します。

比較表 (他県の類似工賃/地賃上昇率による計算額/実態調査結果)

- 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよりの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

⑤⑥の計算根拠

- 家内労働法第13条第1項「地域最低賃金との均衡を考慮」して賃金上昇率を乗じて算出した。
- 工賃額について
計算については、以下のとおり。
イ 直近の沖縄県縫製業最低工賃の効力発生日 R5.4.28
ロ R4年度の沖縄県最低賃金 時間額853円 効力発生日R4.10.6
ハ R7年度の沖縄県最低賃金 時間額1,023円 効力発生日R7.12.1
ニ よって、上昇率は
 $(1,023円-853円)/853円=170円/853円 \times 100=19.929\%UP$
ホ 当該率を各工賃にて計算。
円未満を四捨五入とした。

	品目	業務	工程	金額		①	②	③単位:円	④(③四捨五入)	⑤実態調査結果	⑥アンケート結果	
						R7.11時点での最低額・最高額	R7最賃Cランクの最低額・最高額	地賃上昇率による計算額	地賃上昇率による計算額	委託者調査の最低額・最高額	家内労働者の最低額・最高額	
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605円0銭	340円~522円	該当無し	725.57	726			
			裾上げ	1本につき	126円0銭			151.11	151	130円~300円		
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575円0銭			1888.88	1,889	1,575円~1,575円		
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630円0銭			755.55	756	1,620円~3,600円		
	婦人用スカート(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630円0銭	350円	該当無し	755.55	756			
	婦人用スラックス(裏地無し)		丸縫い	1本につき	567円0銭			680.00	680			
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20円0銭	11円~32円	11円~32円	23.99	24			
	子供用ムームー	縫製	丸縫い	1枚につき	265円0銭			317.81	318	400円~400円		
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき	474円0銭			568.46	568	580円~660円	580円~660円	
学校服	男子服	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403円0銭			483.31	483	550円~670円		
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605円0銭			725.57	726	680円~770円		
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13円0銭			15.59	16			
			穴かがり	1個につき	13円0銭			15.59	16			
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170円0銭	該当無し(R7.5.16廃止)	該当無し	203.88	204	45円~470円	45円~405円	
	セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき	428円0銭			513.30	513			
				1枚につき	542円0銭			650.02	650			
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13円0銭			15.59	16		
	糸くず取り	1枚につき		25円0銭	22円(R7.5.16廃止)	該当無し	29.98	30				
	学校服	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81円0銭			97.14	97	45円~154円	
ボタン付け(スナップ付け)				1個につき	13円0銭			15.59	16	15円~15円		
ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき	630円0銭			755.55	756	800円~900円	800円	
シャツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441円0銭			528.89	529	1,300円~1,300円		
				1枚につき	252円0銭			302.22	302			
	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441円0銭			528.89	529	600円~1,500円		
				1枚につき	365円0銭			437.74	438	570円~570円		
				1枚につき	504円0銭			604.44	604	1,000円~1,850円		
	子供用開襟タイプ	縫製	丸縫い	1枚につき	252円0銭			302.22	302	400円~400円		
上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25円0銭			29.98	30	25円~25円			
寝具製品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	103円0銭			123.53	124		
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57円0銭			68.36	68		
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44円0銭			52.77	53	50円~100円	

効力発生の日 令和5年4月28日

青森県/R7.5.1	岩手県/R4.6.1	宮城県/H29.5.4	秋田県/R6.4.24	山形県/R6.5.1	福島県/R6.5.1	茨城県/H17.4.1	栃木県/R7.4.21	群馬県/H18.5.6	千葉県/R7.4.20	新潟県/H12.4.6	福井県/R4.4.22 ⇒R7.4.5	長野県/H14.3.31	岐阜県/H7.3.31	鳥取県/H27.5.21 ⇒R7.8.22	広島県/R5.8.12	山口県/R6.2.3 ⇒R7.5.16 廃止	高知県/R7.2.27	福岡県/H27.4.17	佐賀県/R4.4.24	長崎県/H13.4.1	熊本県/H16.4.25	大分県/H13.9.6
													340円/1本(既製 洋服製造業・縫 いっぱなし)	522円/1本								
													350円/1枚(タイ スカートを除く。)									
25~29円/1枚	17~25円/1枚	22~30円/1枚	32円/1枚	20円/1枚	15~28円/1枚	19~24円/1枚	23円/1枚	16円/1枚	21円/1枚	20円/1枚	22円/1枚 ⇒20~25円/1枚	19~24円/1枚		14~15円/1枚 ⇒16~17円/1 枚	12円/1枚		12円/1枚	19円/1枚	15円/1枚	13~16円/1枚	15円/1枚	11円/1枚
																25円/1枚 ⇒廃止						
																22円/1枚 ⇒廃止						

福井県衣服製造業最低工賃

効力発生日 令和7年4月5日

《主な改正内容》

- ▶ 婦人服製造業 … 品目に「ブラウス」を追加し、「糸くず取り」を1枚20円として新設
- ▶ 下着製造業 … 品目を「スリッパ」「スリーマー」「ショーツ」から、「スリッパ」「その他の下着」に変更し、「糸くず取り」の適用範囲を拡大
- ▶ 上記以外の全工程について、最低工賃を1円～10円引上げ

- 1 適用する家内労働者 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者
- 3 上記1の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 25円	(22円)
	鍵ホック付け		1組につき 35円	(34円)
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円	(25円)
	スナップ付け		1組につき 29円	(26円)
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円	(14円)
		根巻き以外のもの	1個につき 13円	(11円)
×印しつけ止め		1か所につき 10円	(7円)	
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 20円	(新設)

2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 17円	(16円)
	オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 101円	(96円)
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 14円	(13円)
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 10円	(9円)
	ファスナー付け		1枚につき 70円	(60円)

3 下着製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 28円	(25円)
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(16円)
その他の下着 <small>「その他の下着」には、織物製下着、ニット製下着が含まれますが、パジャマ等の寝着類、ブラジャー等の補整着は含まれません。</small>	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(新設)
		11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 12円	(新設)
		9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円	(新設)

お問合せ

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

福井労働基準監督署
☎:0776(54)6167

武生労働基準監督署
☎:0778(23)1440

敦賀労働基準監督署
☎:0770(22)0745

大野労働基準監督署
☎:0779(66)3838

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

令和7年8月22日発効

家内労働法第14条に基づき、委託者は最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額	図番号	
背広上衣	袖付け裏まつり		1枚につき	127円	①
	袖口裏まつり		1枚(28センチメートル×2)につき	64円	②
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき	57円	③
	ベンツまつり		1か所(6センチメートル)につき	13円	④
	背裾まつり		1枚につき	40円	⑤
	袖開きまつり		1枚につき	17円	⑥
	襟折り返し裏まつり		1枚につき	17円	⑦
	背裏鎖止め		1か所につき	17円	⑧
	肩裏まつり		1枚につき	40円	⑨
	袖裏星入れ		1枚につき	32円	⑩
	ベンツ止め		1か所につき	5円	⑪
	カード付け		カード1枚につき	9円	⑫
	糸くず取り		1枚につき	64円	
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき	17円	①
		わたり部について行うもの	1本につき	25円	②
	ボタン付け		1個につき	9円	③
	腰裏後端まつり		1本につき	9円	④
	糸くず取り		1本につき	25円	

(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

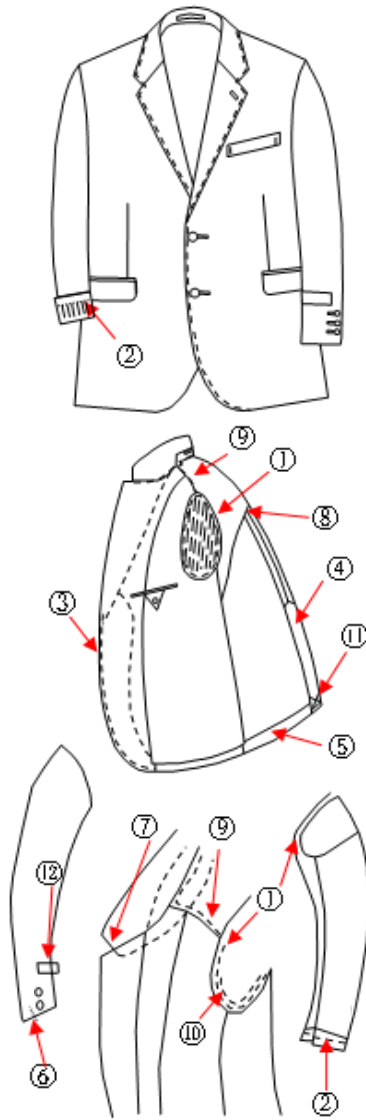
品目	工程	規格	金額	図番号
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円	①
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	20センチメー トルにつき	②
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円	③
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円	④
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき 8円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメー トル（ベルト通しループを除く）	1か所につき 11円	⑥
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円	⑦
	肩パット付け	部分止め	1組につき 28円	⑧
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき 止め	1枚につき 37円	⑨
	糸くず取り		1枚につき 17円	
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円	①
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	20センチメー トルにつき	②
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20円	③
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 24円	④
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき 8円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメー トル（ベルト通しループを除く）	1か所につき 8円	⑥
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6円	
	糸くず取り		1枚につき 17円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 根巻き4回以上	1個につき 8円	
	糸くず取り		1枚につき 16円	

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

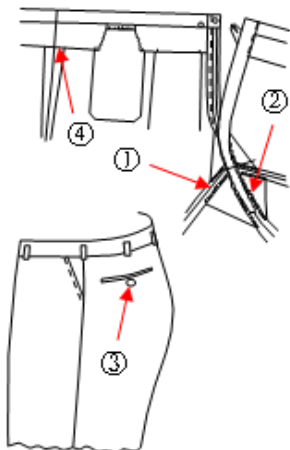
- 鳥取労働局労働基準部賃金室 電話 0857-29-1705
- 鳥取労働基準監督署 電話 0857-24-3211
- 米子労働基準監督署 電話 0859-34-2231
- 倉吉労働基準監督署 電話 0858-22-6274

男子既製洋服

背広上衣

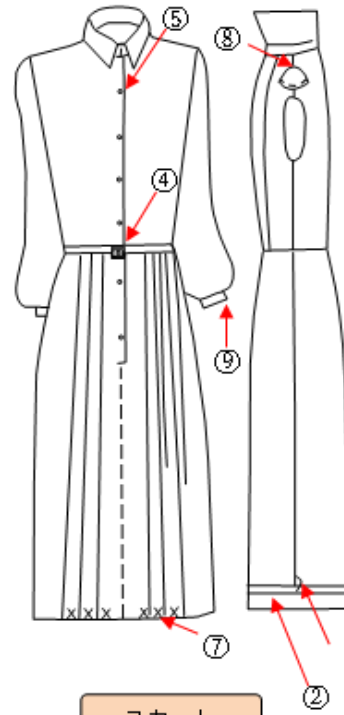


ズボン

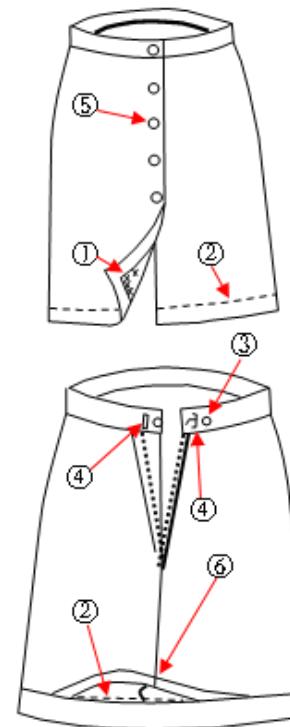


婦人既製洋服

ワンピース



スカート




山口県学校服製造業最低工賃

山口県学校服製造業最低工賃は、令和7年5月16日付けで廃止されました。

その他関連情報



再就職・転職・スキルアップを支援
求職者支援制度
月10万円給付金 + 無料の職業訓練 + 就職サポート

[求職者支援制度のご案内](#) 



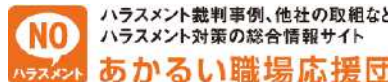
女性の活躍・両立支援
総合サイト

[女性の活躍・両立支援総合サイト](#) 



若者雇用促進
総合サイト

[若者雇用促進総合サイト](#) 




NO ハラスメント
あかるい職場応援団

[明るい職場応援団](#) 




仕事を探す人の
ハローから
フォローまで
厚生労働省

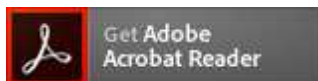
[ハローワーク特設サイト](#) 



人の生活を支える
他にはない仕事が見つかる
厚生労働省 医療・介護・保育の求人を探すなら
ハローワーク

[医療・介護・保育分野のかんたん求人検索](#) 

[リンク一覧](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

情報配信サービス

[厚生労働省人事
労務マガジン](#)

[山口労働局メー
ルマガジン](#)

ソーシャルメディア

[Facebook](#)

[リンク集](#)

[プライバシーポリシー](#)

[利用規約](#)

沖縄県最低賃金改定の推移

資料 9

沖縄労働局
単位：円

改定年度	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年
日 額	—	1,500	1,730	1,902	2,087	2,227	2,373	2,542	2,710	2,859	2,952	3,045	3,156	3,252	3,324	3,425
時間額	128	188	216	238	261	280	297	318	339	358	369	381	395	407	416	429
発効日	49. 3.24	50. 2.28	51. 2.15	51.12. 5	52.10.30	53.10.13	54.10. 8	55.10. 6	56.10.26	57.11.25	58.10. 5	59.10. 5	60.10. 3	61.10. 3	62.10. 3	63.10. 2

改定年度	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
日 額	3,565	3,738	3,923	4,090	4,220	4,322	4,424	4,521	4,625	4,713	4,757	4,796	4,829
時間額	446	468	491	512	528	541	554	566	579	590	595	600	604
発効日	元. 9.30	2. 9.30	3. 9.30	4. 9.30	5. 9.30	6. 9.30	7. 9.30	8. 9.30	9. 9.30	10.10. 1	11.10. 1	12.10. 1	13.10.1

廃止※1

改定年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
時間額	604	605	606	608	610	618	627	629	642	645	653	664	677	693	714	737
前年比	0	1	1	2	2	8	9	2	13	3	8	11	13	16	21	23
発効日	14.10.1	15.10.1	16.10.1	17.10.1	18.10.1	19.10.28	20.10.31	21.10.18	22.11.5	23.11.6	24.10.25	25.10.26	26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1

改定年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
時間額	762	790	792	820	853	896	952	1,023
前年比	25	28	2	28	33	43	56	71
発効日	30.10.3	1.10.3	2.10.3	3.10.8	4.10.6	5.10.8	6.10.9	7.12.1

※1 「日額」、「時間額」で定められていた最低賃金は、平成14年度から「時間額」のみとなり、「日額」設定が廃止された。

沖縄県縫製業最低工賃(平成27年4月19日)

沖縄県縫製業最低工賃(平成27年4月30日)

参考1

沖縄県縫製業最低工賃(R5.4.28改正)

- 1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよりの業務に従事する家内労働者
- 2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	業務	工程	金額	
男子服 替えズボン	縫製	丸縫い	1本につき 845円 0銭	
	まとめ	糸くず取り及びまつり	1本につき 27円 0銭	
	縫製	丸縫い(後ろポケットを除く。)	1本につき 515円 0銭	
	まとめ	糸くず取り	1本につき 21円 0銭	
婦人服・子供服	縫製	丸縫い	1枚につき 412円 0銭	
			1枚につき 824円 0銭	
	まとめ	肩パット付け	1組につき 21円 0銭	
		糸くず取り	1枚につき 16円 0銭	
	縫製	丸縫い	1枚につき 484円 0銭	
			1枚につき 819円 0銭	
	まとめ	糸くず取り	1枚につき 16円 0銭	
		糸くず取り及びボタン付け	1枚につき 86円 0銭	
	セミタイト型のもの	縫製	丸縫い	1枚につき 433円 0銭
				1枚につき 45円 0銭
まとめ		糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき 56円 0銭	
		糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき 788円 0銭	
まとめ		糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき 70円 0銭	
		糸くず取り及びボタン及びスナップ付け	1枚につき 70円 0銭	
縫製	丸縫い	1本につき 685円 0銭		
		1本につき 304円 0銭		
まとめ	糸くず取り及びケーブピース付け	1枚につき 86円 0銭		
	縫製	丸縫い	1枚につき 206円 0銭	
縫製	丸縫い	1枚につき 309円 0銭		
		1枚につき 376円 0銭		
まとめ	糸くず取り	1枚につき 14円 0銭		

- 1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよりの業務に従事する家内労働者
- 2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	業務	工程	金額	備考
男子服 作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき 480円 0銭	調査結果等から県内でのスラックス縫製家内労働者従事無し・調理用、介護スタッフ等の作業ズボン製造あり
		裾上げ	1本につき 100円 0銭	
	まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭	
		糸くず取り	1本につき 21円 0銭	
婦人服・子供服	縫製	丸縫い	1枚につき 1,250円 0銭	調査結果から、従来の薄手のいわゆる「ワンピース」はプディック等の個人事業主による製造・県内製造のワンピースはかりゆし生地を使用した「リゾートウェア」が主流となっている。
			1枚につき 500円 0銭	
	まとめ	肩パット付け	1組につき 25円 0銭	
		縫製	丸縫い	
	縫製	丸縫い	1本につき 450円 0銭	
			1枚につき 500円 0銭	
	まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭	
		かぎホック付け	1組につき 10円 0銭	
		スナップ付け	1組につき 10円 0銭	
		糸ループ付け	1ヵ所につき 7円 0銭	
縫製	丸縫い	1枚につき 310円 0銭		
		1枚につき 210円 0銭		
縫製	丸縫い	1枚につき 376円 0銭		
		1枚につき 14円 0銭		

- 1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよりの業務に従事する家内労働者
- 2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	業務	工程	金額
男子服 作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき 605円 0銭
		裾上げ	1本につき 126円 0銭
婦人服・子供服	縫製	丸縫い	1枚につき 1,575円 0銭
		丸縫い	1枚につき 630円 0銭
		丸縫い	1枚につき 630円 0銭
	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき 20円 0銭
		丸縫い	1本につき 567円 0銭
	縫製	丸縫い	1枚につき 265円 0銭
縫製	丸縫い	1枚につき 474円 0銭	

品目	業務	工程	金額
男子服 上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びホック付け	1枚につき 128円 0銭
		糸くず取り	1本につき 21円 0銭
夏物セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき 340円 0銭
		丸縫い(胸ポケットを除く)	1枚につき 263円 0銭
	まとめ	糸くず取り、まつり及びスナップ付け	1枚につき 37円 0銭
冬物セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき 510円 0銭
		丸縫い(胸ポケットを除く)	1枚につき 474円 0銭
	まとめ	糸くず取り、まつり及びスナップ付け	1枚につき 58円 0銭
ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 64円 0銭
		縫製	丸縫い
ひだスカート	まとめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのしつけ	1枚につき 80円 0銭
		縫製	丸縫い
半ズボン	まとめ	糸くず取り及びスナップ付け	1枚につき 14円 0銭
		糸くず取り	1本につき 14円 0銭

品目	業務	工程	金額	備考
男子服 上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 320円 0銭	調査結果から判断(男子服上着(白シャツ)新設・ひだスカートについては、工程からまとめでプリント加工の有無で工賃設定)
		丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 480円 0銭	
		芯地張り(半袖)	1枚につき 120円 0銭	
		芯地張り(長袖)	1枚につき 140円 0銭	
	まとめ	ボタン付け	1個につき 10円 0銭	
		穴かがり	1個につき 10円 0銭	
まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき 135円 0銭		
	糸くず取り	1本につき 21円 0銭		
セーラー服	縫製	丸縫い	1枚につき 340円 0銭	
		芯地張り	1枚につき 120円 0銭	
		丸縫い	1枚につき 430円 0銭	
まとめ	芯地張り	1枚につき 140円 0銭		
	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 10円 0銭		
糸くず取り	1枚につき 20円 0銭			

品目	業務	工程	金額
男子服 上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 403円 0銭
		丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 605円 0銭
	まとめ	ボタン付け	1個につき 13円 0銭
		穴かがり	1個につき 13円 0銭
まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき 170円 0銭	
	縫製	丸縫い	1枚につき 428円 0銭
縫製		丸縫い	1枚につき 542円 0銭
	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13円 0銭
糸くず取り		1枚につき 25円 0銭	
まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 81円 0銭	
	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13円 0銭	
縫製	丸縫い	1枚につき 630円 0銭	

	ジャンパースカート	まごめ	糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51円 0銭
シャツ	大人用アロハシャツ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	210円 0銭
			丸縫い、玉縁ポケット作り及び玉縁ポケット	1枚につき	310円 0銭
	丸縫い及びパッチポケット付け		1組につき	210円 0銭	
	丸縫い、玉縁ポケット作り及び玉縁ポケット		1組につき	310円 0銭	
子供用アロハ(上衣及び下衣が組になっているもの)	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	125円 0銭	
		丸縫い、玉縁ポケット作り及び玉縁ポケット	1枚につき	230円 0銭	

工程設定廃止
(回答無し)

寝具製品	病衣	縫製	丸縫い	3S、S又はMサイズのもの	1枚につき	181円 0銭
				L又はLLサイズのもの	1枚につき	192円 0銭
	コタツ布団	縫製	側縫い	1枚につき	124円 0銭	
				1枚につき	62円 0銭	
	ビロケース	縫製	側縫い	1枚につき	82円 0銭	
	羽根枕中袋	縫製	側縫い	裏地の付いているもの	1枚につき	45円 0銭
				裏地の付いていないもの	1枚につき	35円 0銭
	敷布団(Sサイズのもの)	縫製	側縫い	1枚につき	26円 0銭	
	掛布団(Sサイズのもの)	縫製	側縫い	1枚につき	93円 0銭	
	パット	縫製	側縫い	1枚につき	26円 0銭	
品目 業務 工程 金額						
ニット製品	パンティ	まごめ	ゴム通し	1枚につき	2円 10銭	
	ブリーフ	縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3円 40銭	
			袋入れ及び箱詰め	1枚につき	2円 70銭	
	Tシャツ	まごめ	糸切り	1枚につき	2円 10銭	
			ネーム折り	1枚につき	円 43銭	
ショーツ	縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18円 0銭		

サイズ分類変更

設定廃止
(回答無し)

シャツ	ブレザー	まごめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64円 0銭	
			ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10円 0銭	
	ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき	500円 0銭	
			まごめ	糸くず取り、スナップ付け、アイロンがけ及びひだのしつけ	1枚につき	80円 0銭
	半ズボン	まごめ	糸くず取り	1本につき	14円 0銭	
			糸くず取り及びそで胸口まつり	1枚につき	51円 0銭	
	シヤツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	350円 0銭
				子供用	1枚につき	200円 0銭
		男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	350円 0銭
				丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	290円 0銭
男女共通(シャツカラー・ボタndaウン・スタンドカラータイプ)		縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	400円 0銭	
			子供用開襟タイプ	1枚につき	200円 0銭	
上記共通	まごめ	糸くず取り	1枚につき	20円 0銭		
病衣	縫製	丸縫い	S~3Lサイズのもの	1枚につき	350円 0銭	
			4L~5Lサイズのもの	1枚につき	450円 0銭	
上記共通	まごめ	タグ付け	1枚につき	20円 0銭		
寝具製品	ビロケース	縫製	側縫い	1枚につき	82円 0銭	
			側縫い	1枚につき	45円 0銭	
	羽根枕中袋	縫製	裏地の付いているもの	1枚につき	45円 0銭	
			裏地の付いていないもの	1枚につき	35円 0銭	
	敷布団(Sサイズのもの)	縫製	側縫い	1枚につき	26円 0銭	
	掛布団(Sサイズのもの)	縫製	側縫い	1枚につき	93円 0銭	
パット	縫製	側縫い	1枚につき	26円 0銭		
品目 業務 工程 金額 備考						
ニット製品等	パンティ	まごめ	ゴム通し	1枚につき	3円 0銭	
	ブリーフ	縫製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3円 40銭	
			袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3円 30銭	
	Tシャツ	まごめ	糸切り	1枚につき	2円 10銭	
			ネーム折り	1枚につき	0円 43銭	
ショーツ	縫製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18円 0銭		

設定廃止

調査結果から判断(工程廃止)

調査結果からかりゆしウェア新設

設定廃止

調査結果から判断(コタツ布団・敷布団の廃止)

設定廃止

調査結果から判断

	品目	業務	工程	金額
シャツ	シヤロツハ	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき 441円 0銭
			子供用	1枚につき 252円 0銭
	かりゆしウェア	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき 441円 0銭
			男性用開襟タイプ	1枚につき 365円 0銭
			女性用開襟タイプ	1枚につき 504円 0銭
			男女共通(シャツカラー・ボタndaウン・スタンドカラータイプ)	1枚につき 252円 0銭
上記共通	まごめ	糸くず取り	1枚につき 25円 0銭	
寝具製品	ビロケース		側縫い	1枚につき 103円 0銭
	羽根枕中袋	縫製	裏地の付いているもの	1枚につき 57円 0銭
			裏地の付いていないもの	1枚につき 44円 0銭

(家内労働者代表 案 ・ 委託者代表 案)
 沖縄県縫製業最低工賃改正案 (提出用)

- 適用する家内労働者
 沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額現行の工賃額

		品 目	業 務	工 程	金 額			
男子服	作業用ズボン		縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭		
				裾上げ	1本につき	126 円 0 銭		
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)		縫製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭		
	ブラウス・シャツ			丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭		
	婦人用スカート(裏地無し)			丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭		
	婦人用スラックス(裏地無し)				1本につき	567 円 0 銭		
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭		
	子供用ムームー		縫製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭		
ジュニアシャツブラウス		1枚につき			474 円 0 銭			
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)		縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭	
					丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭	
				まとめ		ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭
						穴かがり	1個につき	13 円 0 銭
	上衣		まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭		
	セーラー服	夏物		縫製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭	
		冬物			丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭	
		上記共通		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭	
					糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭	
	学 校 服	プレザー		まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81 円 0 銭	
ボタン付け(スナップ付け)					1個につき	13 円 0 銭		
ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			
シ ャ ツ	シヤロツハ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441 円 0 銭		
		子供用			1枚につき	252 円 0 銭		
	かりゆしウェア	男性用開襟タイプ		縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441 円 0 銭	
		女性用開襟タイプ				1枚につき	365 円 0 銭	
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)				1枚につき	504 円 0 銭	
		子供用開襟タイプ				1枚につき	252 円 0 銭	
上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭			
寝 具 製 品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	103 円 0 銭		
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57 円 0 銭		
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44 円 0 銭		

・家内労働者代表・委託者代表に応じて選択してください。
 (選択)

左の沖縄県縫製業最低工賃一覧表の改正部分を「朱書き(赤色)表示」により改正案を入力(表示)して下さい。

(参考)
 ・金額改正案 500円 ⇒ 600円

・削除案の場合
 対象の行全体を「塗りつぶし(赤色)表示」にしておく。

・追加案の場合
 対象の挿入(追加)した行全体の表示を「朱書き(赤色)表示」にしておく。

(家内労働者代表 案 ・ 委託者代表 案)
 沖縄県縫製業最低工賃改正案(提出用)

- 適用する家内労働者
 沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額現行の工賃額

	品目	業務	工程	金額		
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭	
			裾上げ	1本につき	126 円 0 銭	
		〇〇	〇〇〇	1本につき	〇〇 円 〇 銭	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭	
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭	
	婦人用スカート(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭	
	婦人用スラックス(裏地無し)		丸縫い	1本につき	567 円 0 銭	
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭	
	子供用ムーニー	縫製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭	
	ジュニアシャツブラウス			1枚につき	474 円 0 銭	
学校服	男子服 上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭	
			丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭	
		まとめ	ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭	
			穴かがり	1個につき	13 円 0 銭	
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭	
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭
		冬物		丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭
				糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭
	学校服	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81 円 0 銭
ボタン付け(スナップ付け)		1個につき		13 円 0 銭		
	ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭	
シャツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441 円 0 銭	
	子供用			1枚につき	252 円 0 銭	
	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441 円 0 銭	
	女性用開襟タイプ			1枚につき	365 円 0 銭	
	男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・スタンドカラータイプ)			1枚につき	504 円 0 銭	
	子供用開襟タイプ			1枚につき	252 円 0 銭	
上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭		
寝具製品	ピロケース	縫製	側縫い	1枚につき	103 円 0 銭	
	裏地の付いているもの			1枚につき	57 円 0 銭	
	裏地の付いていないもの			1枚につき	44 円 0 銭	

・家内労働者代表・委託者代表に応じて選択してください。
 ⇒ 左案では委託者代表が入力する場合。
 左の沖縄県縫製業最低工賃一覧表の改正部分を「朱書き(赤色)表示」により改正案を入力(表示)して下さい。
 (参考)
 ・金額改正案 500円 ⇒ 600円
 ・削除案の場合
 対象の行全体を「塗りつぶし(赤色)表示」にしておく。
 ⇒ 左表では寝具製品を廃止とする場合の例
 ・追加案の場合
 対象の挿入(追加)した行全体の表示を「朱書き(赤色)表示」にしておく。
 ⇒ 左表では作業用ズボンの工程を増やした例

家内労働法（抜粋）

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

（最低工賃の改正等）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第11条 審議会は、最低工賃の決定またはその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

（公示及び発効）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（専門部会等）

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（政令への委任）

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

家内労働法施行規則（抜粋）

（審議会の意見の要旨の公示）

第4条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第5条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

（最低工賃に関する決定の公示）

第8条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。 第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会) 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

沖縄地方労働審議会運営規程

第1条 地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言をしようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答弁書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときには、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、必要に応じて次の部会を置くことができる。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めているときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任は妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

平成18年3月13日一部改正。

沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程

第1条 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び沖縄地方審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成及び会議の招集)

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実態調査、実地調査並びに参考人意見聴取)

第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の実態調査、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。
- 3 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、会議において、議決を行ったときは、議事録の写しを附して、局長及び沖縄

地方労働審議会会長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は令和7年6月5日から施行する。

令和 7 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和 8 年 2 月

答申日	異議申出締切日	官報公示予定日	発効予定日
2月1日(日)	2月16日(月)	3月11日(水)	4月10日(金)
2月2日(月)	2月17日(火)	3月12日(木)	4月11日(土)
2月3日(火)	2月18日(水)	3月13日(金)	4月12日(日)
2月4日(水)	2月19日(木)	3月16日(月)	4月15日(水)
2月5日(木)	2月20日(金)	3月17日(火)	4月16日(木)
2月6日(金)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月7日(土)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月8日(日)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月9日(月)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月10日(火)	2月25日(水)	3月19日(木)	4月18日(土)
2月11日(水)	2月26日(木)	3月23日(月)	4月22日(水)
2月12日(木)	2月27日(金)	3月24日(火)	4月23日(木)
2月13日(金)	3月2日(月)	3月25日(水)	4月24日(金)
2月14日(土)	3月2日(月)	3月25日(水)	4月24日(金)
2月15日(日)	3月2日(月)	3月25日(水)	4月24日(金)
2月16日(月)	3月3日(火)	3月26日(木)	4月25日(土)
2月17日(火)	3月4日(水)	3月27日(金)	4月26日(日)
2月18日(水)	3月5日(木)	3月30日(月)	4月29日(水)
2月19日(木)	3月6日(金)	3月31日(火)	4月30日(木)
2月20日(金)	3月9日(月)	4月1日(水)	5月1日(金)
2月21日(土)	3月9日(月)	4月1日(水)	5月1日(金)
2月22日(日)	3月9日(月)	4月1日(水)	5月1日(金)
2月23日(月)	3月10日(火)	4月2日(木)	5月2日(土)
2月24日(火)	3月11日(水)	4月3日(金)	5月3日(日)
2月25日(水)	3月12日(木)	4月6日(月)	5月6日(水)
2月26日(木)	3月13日(金)	4月7日(火)	5月7日(木)
2月27日(金)	3月16日(月)	4月8日(水)	5月8日(金)
2月28日(土)	3月16日(月)	4月8日(水)	5月8日(金)

令和7年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和8年3月

答申日	異議申出締切日	官報公示予定日	発効予定日
3月1日(日)	3月16日(月)	4月8日(水)	5月8日(金)
3月2日(月)	3月17日(火)	4月9日(木)	5月9日(土)
3月3日(火)	3月18日(水)	4月10日(金)	5月10日(日)
3月4日(水)	3月19日(木)	4月13日(月)	5月13日(水)
3月5日(木)	3月23日(月)	4月14日(火)	5月14日(木)
3月6日(金)	3月23日(月)	4月14日(火)	5月14日(木)
3月7日(土)	3月23日(月)	4月14日(火)	5月14日(木)
3月8日(日)	3月23日(月)	4月14日(火)	5月14日(木)
3月9日(月)	3月24日(火)	4月15日(水)	5月15日(金)
3月10日(火)	3月25日(水)	4月16日(木)	5月16日(土)
3月11日(水)	3月26日(木)	4月17日(金)	5月17日(日)
3月12日(木)	3月27日(金)	4月20日(月)	5月20日(水)
3月13日(金)	3月30日(月)	4月21日(火)	5月21日(木)
3月14日(土)	3月30日(月)	4月21日(火)	5月21日(木)
3月15日(日)	3月30日(月)	4月21日(火)	5月21日(木)
3月16日(月)	3月31日(火)	4月22日(水)	5月22日(金)
3月17日(火)	4月1日(水)	4月23日(木)	5月23日(土)
3月18日(水)	4月2日(木)	4月24日(金)	5月24日(日)
3月19日(木)	4月3日(金)	4月27日(月)	5月27日(水)
3月20日(金)	4月6日(月)	4月28日(火)	5月28日(木)
3月21日(土)	4月6日(月)	4月28日(火)	5月28日(木)
3月22日(日)	4月6日(月)	4月28日(火)	5月28日(木)
3月23日(月)	4月7日(火)	4月29日(水)	5月29日(金)
3月24日(火)	4月8日(水)	4月30日(木)	5月30日(土)
3月25日(水)	4月9日(木)	5月1日(金)	5月31日(日)
3月26日(木)	4月10日(金)	5月4日(月)	6月3日(水)
3月27日(金)	4月13日(月)	5月5日(火)	6月4日(木)
3月28日(土)	4月13日(月)	5月5日(火)	6月4日(木)
3月29日(日)	4月13日(月)	5月5日(火)	6月4日(木)
3月30日(月)	4月14日(火)	5月6日(水)	6月5日(金)
3月31日(火)	4月15日(水)	5月7日(木)	6月6日(土)

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



はじめに

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和7年

厚生労働省雇用環境・均等局

目 次

I	家内労働法のあらまし	4
II	家内労働に関する施策の概要	21
III	家内労働の現状	30

I 家内労働法のあらまし

家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

家内労働者の定義（法第2条第2項）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
 - * 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
 - * 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
 - * 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委託者の定義（法第2条第3項）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
 - * 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - * 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - * 家内労働者に直接委託しない場合（他の委託者や下請け企業を介して家内労働者へ委託する場合を含む）には、委託者とはなりません。

補助者の定義（法第2条4項）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

家内労働手帳（法第3条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのとしまでに（基本委託条件の通知）

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払方法、
その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別	生年月日				名称			
	住所					営業所 所在地	TEL		
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別	生年月日				住所	TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
		ハ 委託者の営業所	ニ その他()
	支払期日	イ 毎月 日締め、 (同月翌月) 日払い	ロ 納品の都度払い ハ その他()
通貨以外のもの で支払う場合の方法			
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
	ハ 委託者の営業所	ニ その他()	
不良品の取扱いに 関する定め (検査日に関する 定め)			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しのつど (注文伝票)

- ・ 委託業務の内容
- ・ 納入させる物品の数量
- ・ 工賃単価
- ・ 工賃の支払期日
- ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

年 月 日

____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工賃支払期日	年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
--------	-------	------------------

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど (受入伝票)

- ・ 受領年月日
- ・ 工賃支払額 など

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

年 月 日

____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考
--------	---------	-----

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

就業時間（法第4条）

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

委託の打ち切りの予告（法第5条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

工賃の支払（法第6条）

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃の支払場所など（法第7条）

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最低工賃（法第8条～第16条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1 委託者が講ずべき危害防止措置

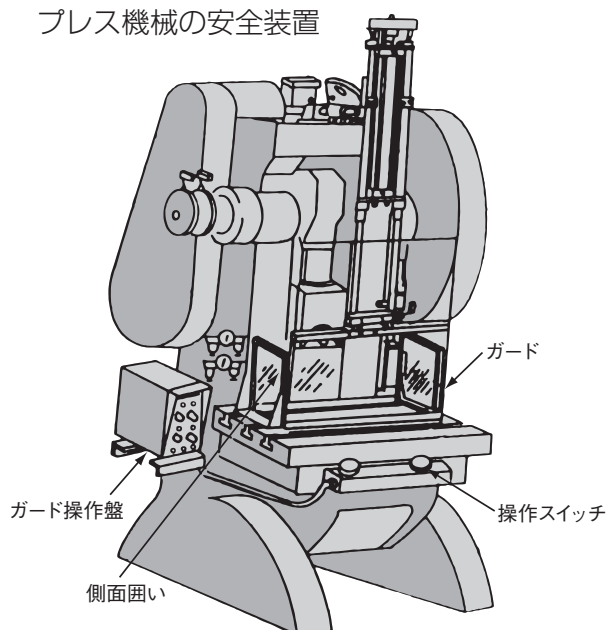
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているため、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではできませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

(1) プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

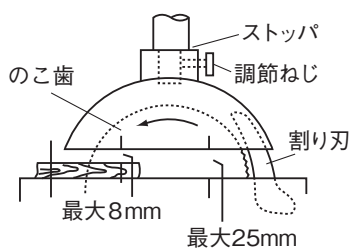
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

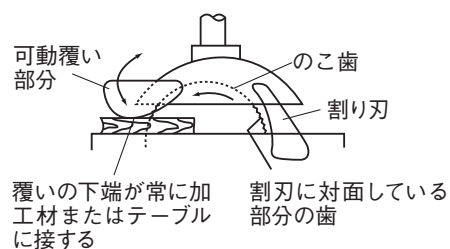
プレス機械の安全装置



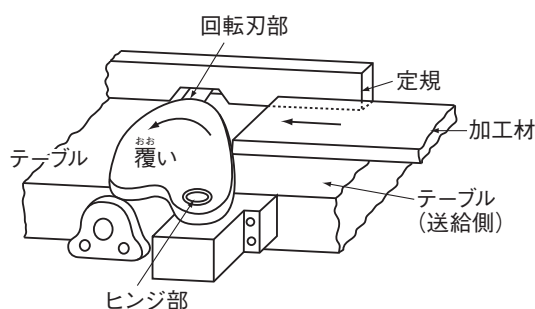
木材加工用機械の安全装置（例）



[丸のこ盤の固定式安全装置]



[丸のこ盤の可動式安全装置]



[手押しかな盤の可動式安全装置]

(2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第86号）

②手押しかな盤の刃の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第87号）

③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い

（昭和46年労働省告示第8号）

④動力により駆動されるプレス機械

（昭和52年労働省告示第116号）

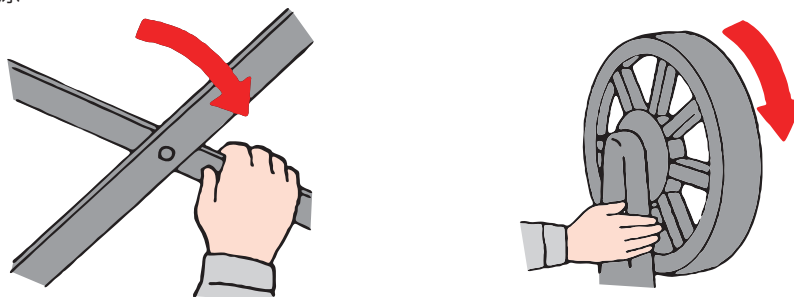
(3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源



②巻き込みの危険源

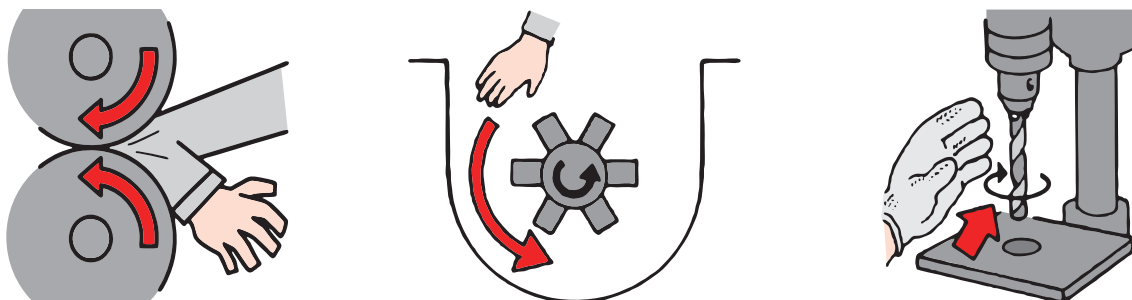


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機、または回転軸・歯車・プーリ・ベルトがある機械	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
回転軸・歯車・プーリ・フライホイールの止め具がある機械（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

（4）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性を有するとして国より指定されている化学物質にはSDSの交付が義務付けられています。このほか、国により指定されていませんが、危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事項
機 械	<p>1 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>2 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。</p>
研削といし	<p>1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。</p> <p>2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。</p> <p>3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。</p>
プレス機械またはシャー	<p>1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ホ 配線及び開閉器の異常の有無 <p>4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの機能 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 <p>5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。</p>
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	<ol style="list-style-type: none"> 1 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3 風上で作業を行うこと。 4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 6 必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	<ol style="list-style-type: none"> 1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2 風上で作業を行うこと。 3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4 定期的に作業場をそうじすること。 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6 必要な健康診断を受けること。
鉛など	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉛などの人体に及ぼす作用 2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。

	<p>5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。</p> <p>6 必要な健康診断を受けること。</p>
--	---

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。(平成25年3月14日付通達)

**家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要
(平成25年3月14日付け通達)**

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>
胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>
危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

(5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・釉薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 名称 | 5 注意喚起語 |
| 2 人体に及ぼす作用 | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意 | 7 標章（絵表示） |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 | |

標章（絵表示）の例



可燃性ガス
自然発火性ガス
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物
鈍性化爆発物(B~F)



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体



爆発物
自己反応性化学品
有機過酸化物(A,B)



金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性



高压ガス



急性毒性(区分1~3)



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性
眼刺激性
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回曝露)(区分3)
オゾン層への有害性



水生環境有害性



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性(単回曝露)(区分1,2)
特定標的臓器毒性(反復曝露)(区分1,2)
ごえん有害性

2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤 ^(※) を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤 ^(※) を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第1種有機溶剤：1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロロベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロロエタン・トルエン・ノルマルヘキサノール・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む）
特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

(2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

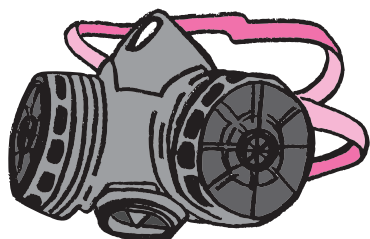
表4 保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ、保護眼鏡
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	ガスまたは蒸気にあつては防毒マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあつては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



(3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながる場合があります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-Govから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地												
		(電話番号)												
		家内労働者数					補助者数							
委託業務の内容	委託地域	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	代理人数
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
備考														

年 月 日

委託者氏名 _____

労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名				性別	年齢	住所		委託業務 の内容
委託者	営業所	名称			所在地		事業の種類		
	(電話番号)								
死傷病	発生日時		傷病名又は死因		傷害の部位		症状及び程度		休業日数又は死亡の日時
	年	月	日						
死傷病の原因及び発生状況									
年 月 日									
								委託者 氏名	
								労働局長 殿	

注 意

- 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
- 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け (法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

様式第4号

帳 簿

家内労働者	氏名				代理人	氏名				
	性別		生年月日			住所		代理業務の範囲		
	住 所									
補助者	作業上の所在地				特別な 委託条件					
	氏名		性別			生年月日				
備 考										
委 託					受 額		工 賃 支 払			備 考
委託年月日	委託業務の内容	納入させる物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の支払期日	受領年月日	受領した物品の数量	支払年月日	支払工賃総額	

注 意

- 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 「委託」欄には委託をするつと、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつと、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつと記入すること。
- 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます)。

申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

II 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、都道府県労働局や労働基準監督署、その他国の機関では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和7年8月31日現在、92件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和7年8月31日現在92件）

業 種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	3
	既製洋服など	34
	和服・その他	13
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合 計		92

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和7年8月31日現在92件）

件 名
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件 名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業

件名
岐阜県男子既製洋服製造業
岐阜県婦人服製造業
岐阜県陶磁器上絵付業
静岡県車両電気配線装置製造業
愛知県車両電気配線装置製造業
三重県車両電気配線装置製造業
滋賀県下着・補整着製造業
京都府紙加工品製造業
京都府丹後地区絹織物業
大阪府男子既製洋服製造業
兵庫県綿・スフ織物業
兵庫県靴下製造業
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業
兵庫県釣針製造業
兵庫県電気機械器具製造業
奈良県靴下製造業
鳥取県男子服・婦人服製造業
鳥取県和服裁縫業
島根県外衣・シャツ製造業
島根県電気機械器具製造業
島根県和服裁縫業
岡山県車両電気配線装置製造業
広島県既製服縫製業

件名
広島県和服裁縫業
広島県毛筆・画筆製造業
広島県電気機械器具製造業
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）
香川県手袋・ソックスカバー製造業
愛媛県タオル製造業
高知県繊維産業
高知県衛生用紙製造業
福岡県男子服製造業
福岡県婦人服製造業
佐賀県婦人既製服製造業
長崎県男子既製洋服製造業
長崎県婦人既製洋服製造業
熊本県和服裁縫業
熊本県縫製業
熊本県電気機械器具製造業
大分県電気機械器具製造業
大分県衣服製造業
宮崎県男子既製洋服製造業
宮崎県内燃機関電装品製造業
鹿児島県電気機械器具製造業
沖縄県縫製業

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3 年 以 上
2	振動工具使用の業務	1 年 以 上
3	鉛業務	6 か 月 以 上
4	有機溶剤業務	6 か 月 以 上

加入手続

特別加入を希望する場合は、特別加入団体に申し込んでください（特別加入の手続きは、特別加入団体が行います）。

新たに特別加入団体を作る場合には、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を經由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和7年度）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	14 / 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	14 / 1000
有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	5 / 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 / 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 / 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	18 / 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

(1) 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が作業を原因とする負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院や労災保険指定医療機関などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をするできずに休業した場合、休業してから4日目を降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をするできずに休業した場合にも、休業してから4日目を降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、障害補償年金（複数事業労働者障害年金）または傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）の一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買ったいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税の計算において、事業所得または雑所得（公的年金等に係るものを除きます。以下同じです。）の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として65万円まで認める特例があります。

（1）家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が65万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が65万円まで認められます。

（2）家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が65万円未満のときは、上記（1）と同様に必要経費が合計で65万円まで認められます。この場合には、65万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

（3）家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が65万円未満のときは、65万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

税制改正について

令和7年度税制改正において、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例が改正され、令和7（2025）年分の所得税の確定申告から、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

詳しくは国税庁ホームページ

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>）をご覧ください。国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）におたずねください。

Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和6年度家内労働概況調査）

令和6年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

令和6年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は91,266人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は88,332人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は2,934人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和6年度は88,332人となっています。

(2) 男女別

家内労働者数を男女別にみると、男性が10,020人であるのに対し、女性は78,312人と全体の88.7%を占めています。

(3) 類型別

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が82,997人で全体の94.0%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は3,058人(3.5%)、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は2,277人(2.6%)となっています。

(4) 業種別

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が20,432人(23.1%)と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が10,722人(12.1%)となっています。

(5) 都道府県別

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が7,833人と最も多く、次いで愛知県が6,482人、大阪府が6,144人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、7,279人で、家内労働従事者数に占める割合は8.0%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、5,341人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の73.4%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数

令和6年10月1日現在の委託者数は、6,481で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,135、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が346となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が2,156(33.3%)と最も多く、「その他(雑貨等)」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が706(10.9%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が21.5人と最も多く、「その他(雑貨等)」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が17.6人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.6人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和6年10月1日現在365人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他(雑貨等)」を除くと、「繊維工業」が56人(15.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が29人(7.9%)、「ゴム製品製造業」が23人(6.3%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区 分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度
家内労働従事者数 (対前年度比率)			人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,725,700 (△5.9%)	人 1,415,500 (△1.9%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 951,800 (△6.0%)	人 576,701 (△12.3%)
家内労働者数 (対前年度比率)			1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,313,900 (△2.1%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	549,585 (△12.3%)
内	性別	男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]
		女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]
訳	類型別	専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]
		内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]
		副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]
補助者数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116
委託者数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業 種	令和5年度	令和6年度	対前年度比率
総数	人 94,262 100%	人 88,332 100%	% △6.3
食料品製造業	1,514 1.6%	1,375 1.6%	△9.2
繊維工業	21,204 22.5%	20,432 23.1%	△3.6
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,019 1.1%	939 1.1%	△7.9
紙・紙加工品製造業	6,087 6.5%	5,866 6.6%	△3.6
印刷・同関連及び出版業	2,610 2.8%	2,599 2.9%	△0.4
ゴム製品製造業	5,625 6.0%	5,373 6.1%	△4.5
皮革製品製造業	1,688 1.8%	1,510 1.7%	△10.5
窯業・土石製品製造業	726 0.8%	665 0.8%	△8.4
金属製品製造業	3,251 3.4%	3,031 3.4%	△6.8
電子部品・デバイス製造業	4,127 4.4%	3,749 4.2%	△9.2
電気機械器具製造業	12,139 12.9%	10,722 12.1%	△11.7
情報通信機械器具製造業	496 0.5%	409 0.5%	△17.5
機械器具等製造業	5,658 6.0%	5,158 5.8%	△8.8
その他（雑貨等）	28,118 29.8%	26,504 30.0%	△5.7

12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人 347,084 (△9.2%)	人 216,625 (△4.4%)	人 141,131 (△7.1%)	人 114,655 (△2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△7.4%)	人 98,339 (△2.1%)	人 98,035 (△2.4%)	人 91,266 (△6.9%)
331,831 (△9.1%)	207,142 (△4.2%)	136,289 (△6.1%)	111,038 (△1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△7.8%)	95,108 (△2.1%)	94,262 (△2.9%)	88,332 (△6.3%)
23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]	10,397 [11.0%]	10,020 [11.3%]
307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]	83,865 [89.0%]	78,312 [88.7%]
16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]	4,232 [4.5%]	3,058 [3.5%]
311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]	88,523 [93.9%]	82,997 [94.0%]
3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]	1,507 [1.6%]	2,277 [2.6%]
15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773	2,934
24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869	6,481

主な家内労働業務

貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
全国	91,266	88,332	2,934	6,481	365
北海道	847	828	19	78	0
青森県	713	710	3	62	0
岩手県	1,024	1,011	13	96	2
宮城県	907	889	18	96	0
秋田県	1,141	1,108	33	117	0
山形県	1,465	1,439	26	145	2
福島県	1,681	1,660	21	155	14
茨城県	1,966	1,942	24	139	31
栃木県	784	763	21	86	1
群馬県	3,555	3,273	282	209	9
埼玉県	4,030	3,954	76	279	14
千葉県	1,683	1,635	48	124	2
東京都	8,037	7,833	204	743	4
神奈川県	1,268	1,256	12	74	2
新潟県	2,423	2,319	104	190	4
富山県	1,055	1,006	49	104	27
石川県	1,421	1,380	41	134	0
福井県	1,326	1,295	31	138	1
山梨県	1,326	1,299	27	158	0
長野県	3,030	2,959	71	211	0
岐阜県	1,883	1,732	151	147	1
静岡県	5,794	5,628	166	253	71
愛知県	6,735	6,482	253	342	25
三重県	2,675	2,556	119	120	0
滋賀県	3,058	3,016	42	166	5
京都府	2,931	2,869	62	181	6
大阪府	6,342	6,144	198	376	38
兵庫県	3,366	3,073	293	166	3
奈良県	1,934	1,882	52	143	10
和歌山県	637	490	147	33	14
鳥取県	883	869	14	82	5
島根県	636	614	22	85	4
岡山県	2,570	2,504	66	129	1
広島県	1,832	1,781	51	120	31
山口県	889	887	2	73	3
徳島県	503	499	4	40	18
香川県	1,058	1,016	42	90	11
愛媛県	1,950	1,922	28	117	0
高知県	520	506	14	34	3
福岡県	1,344	1,319	25	100	0
佐賀県	795	782	13	81	0
長崎県	177	177	0	27	0
熊本県	1,000	988	12	92	0
大分県	413	411	2	24	0
宮崎県	842	818	24	61	2
鹿児島県	590	581	9	42	1
沖縄県	227	227	0	19	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総数	7,279 (394) 100.0%	1,475 (95) 20.3%	5,804 (297) 79.7%	1,191 (133) 16.4%	6,002 (249) 82.5%	86 (10) 1.2%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	480 (52) 100.0%	246 (12) 51.3%	234 (40) 48.8%	224 (39) 46.7%	252 (13) 52.5%	4 (0) 0.8%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	700 (54) 100.0%	298 (4) 42.6%	402 (50) 57.4%	176 (22) 25.1%	495 (29) 70.7%	29 (3) 4.1%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	214 (2) 100.0%	42 (1) 19.6%	172 (1) 80.4%	18 (1) 8.4%	193 (0) 90.2%	3 (1) 1.4%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	326 (54) 100.0%	248 (9) 76.1%	78 (45) 23.9%	242 (33) 74.2%	78 (20) 23.9%	6 (1) 1.8%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,341 (194) 100.0%	705 (35) 13.2%	4,636 (159) 86.8%	666 (56) 12.5%	4,629 (133) 86.7%	46 (5) 0.9%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	353 (57) 100.0%	54 (38) 15.3%	299 (19) 84.7%	0 (0) 0.0%	353 (57) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	50 (6) 100.0%	26 (1) 52.0%	24 (5) 48.0%	31 (6) 62.0%	19 (0) 38.0%	0 (0) 0.0%

注1： 2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2： () は、補助者数(内数)である。

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
岩手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4604	960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階
茨城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15階
千葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階
山梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1
岐阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階
滋賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階
鳥取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
島根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
山口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎
香川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル
熊本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
大分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和7年度版